部長		課長		主任		担当者		設計者		検算者	

設　　計　　書

委　託　名　　常滑浄化センター・セントレア汚水中継ポンプ場維持管理業務委託
路線等の名称　常滑浄化センター外1ヶ所
委　託　場　所　常滑市新開町6丁目地内始

金　　円也

委託価格　　円也
消費税相当額　　円也
有料道路通行費　　円也

委　託　概　要
・保守点検業務（電気、機械等の日常点検と定期点検、簡易故障修理等）
・運転操作監視業務（機器の運転、汚泥施設操作及び処理水の監視）
・水質試験業務（採水、定常試験、精密分析、試験機器、器具等・試薬の管理）

委　託　期　間　　契約の日から平成26年　4月30日まで

委　託　費　総　括　表

費　　目	金　　額	摘　　要
業　務　委　託　費		下記のとおり
浄化センター委託価格		別紙内訳書のとおり
消費税等相当額		×
計		
汚水中継ポンプ場委託価格		別紙内訳書のとおり
消費税等相当額		×
有料道路通行費		
計		
合　　計		

常滑浄化センター　業務委託費内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務委託費								下記のとおり
	浄化センター							下記のとおり
		直接業務費						下記内訳書のとおり
			保守点検業務費	式	1			第1号　浄化-代価表
			運転操作監視業務費	式	1			第2号　浄化-代価表
			水質試験業務費	式	1			第3号　浄化-代価表
			再生水処理施設 保守点検業務費	式	1			第4号　浄化-代価表
			事務業務費	式	1			第5号　浄化-代価表
			その他の業務	式	1			第6号　浄化-代価表
		直接 業務費計						
		直接経費		式	1			直接業務費×　%
		清掃 管理費		式	1			第7号　浄化-代価表
		技術経費		式	1			業務費(保守＋運転＋水質)×　%
		間接 業務費		式	1			直接業務費×　%
	業務原価							
		諸経費		式	1			業務原価×
	業務価格							
	消費税等相当額			式	1			業務価格計×　%
合計								

汚水中継ポンプ場　業務委託費内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務委託費								下記のとおり
	汚水中継ポンプ場							下記のとおり
		直接業務費						下記内訳書のとおり
			保守点検業務費	式	1			第1号　ポンプ-代価表
		直接業務費計						
		直接経費		式	1			直接業務費×　%
		技術経費		式	1			業務費(保守＋運転)×%
		間接業務費		式	1			直接業務費×　%
	業務原価							
		諸経費		式	1			業務原価×
	業務価格							
	消費税等相当額			式	1			業務価格計×　%
	有料道路通行費（セントレア汚水中継ポンプ場）			日				
合計								

第1号 浄化-代価表　保守点検業務費

種目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
業務総括責任者		人				表-1と、表-6より
副総括		人				表-1と、表-6より(浄化)
主任		人				表-1と、表-6より(浄化)
技術員		人				表-1と、表-6より(浄化)
技能員		人				表-1と、表-6より(浄化)
計						
				改め		

第2号 浄化-代価表　運転操作監視業務業務費

種目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
業務総括責任者		人				表-2と、表-8より(浄化)
副総括		人				表-2と、表-8より(浄化)
主任		人				表-2と、表-8より(浄化)
技術員		人				表-2と、表-8より(浄化)
技能員		人				表-2と、表-8より(浄化)
小計						
業務総括責任者		人				表-2と、表-7より(浄化)
副総括		人				表-2と、表-7より(浄化)
主任		人				表-2と、表-7より(浄化)
技術員		人				表-2と、表-7より(浄化)
技能員		人				表-2と、表-7より(浄化)
小計						
合計						
				改め		

第3号 浄化-代価表　水質試験業務費

種目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
副総括	日常試験	人				表-3と、表-7より(浄化)
主任	日常試験	人				表-3と、表-7より(浄化)
技能員	日常試験	人				表-3と、表-7より(浄化)
小計						
副総括	通日試験					
主任	通日試験					
技能員	通日試験					
小計						
合計						
				改め		

第4号 浄化-代価表　再生水処理施設保守点検業務費

種目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
主任		人				表-4と、表-7より(浄化)
技能員		人				表-4と、表-7より(浄化)
その他		人				表-4と、表-7より(浄化)
計						
				改め		

第5号 浄化-代価表　事務業務費

種目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
業務総括責任者		人				表-5と、表-7より(浄化)
副総括		人				表-5と、表-7より(浄化)
主任		人				表-5と、表-7より(浄化)
技能員		人				表-5と、表-7より(浄化)
その他		人				表-5と、表-7より(浄化)
計						
				改め		

第6号 浄化-代価表　その他の業務職種別業務人数計算表

種目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
主任		人				表-6と、表-7より(浄化)
技能員		人				表-6と、表-7より(浄化)
その他		人				表-6と、表-7より(浄化)
計						
				改め		

第7号 浄化-代価表　清掃管理費

種　目	形状・寸法	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
清　掃　作　業		日	96			h×　円/h
計				改め		

種　目	形状・寸法	単位	数量	単　価	金　額	摘　要

種　目	形状・寸法	単位	数量	単　価	金　額	摘　要

第1号 ポンプ-代価表　保守点検業務費						
種目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
業務総括責任者	保守点検業務	人				表-1-1と、表-2より(ポンプ)
副総括		人				表-1-1と、表-2より(ポンプ)
主任		人				表-1-1と、表-2より(ポンプ)
技術員		人				表-1-1と、表-2より(ポンプ)
技能員		人				表-1-1と、表-2より(ポンプ)
計						
業務総括責任者	巡回業務	人				表-1-2と、表-2より(ポンプ)
副総括		人				表-1-2と、表-2より(ポンプ)
主任		人				表-1-2と、表-2より(ポンプ)
技術員		人				表-1-2と、表-2より(ポンプ)
技能員		人				表-1-2と、表-2より(ポンプ)
計						
合計						
				改め		

1．積算条件

（1）処理能力（日最大水量）

① 全体計画処理施設能力（日最大水量）＝　28,200　㎥/日

② 現有処理施設能力（日最大水量）

主ポンプ設備＝　16,416　㎥/日、　水処理施設＝　13,200　㎥/日

（2）保有設備

施設区分	施設名		有・無	補正率
水処理	沈砂池設備		無	
	主ポンプ設備		有	
	水処理設備	最初沈澱池設備	有	
		反応タンク設備	有	
		最終沈澱池設備	有	
		消毒設備	有	
		場内揚水設備	有	
	送風機設備		有	
	水処理電気設備		有	
汚泥処理	汚泥濃縮タンク設備		有	
	汚泥消化タンク設備		無	
	汚泥洗浄タンク設備		無	
	汚泥脱水設備		有	
	汚泥処理電気設備		有	
その他	管理棟設備（空調・換気等）		有	
	脱臭設備		有	
	雨水沈澱池設備		無	
	高度処理用砂ろ過設備		有	
総　計			M1＝	

（3）現有施設の設置後の経過年数

設置後14年経過、一部施設は7年、2年、

（4）勤務日数、管理体制

業務内容		勤務日数	勤務時間	員数
保守点検業務		241　日/年	8　時/日	—
運転操作監視業務	水処理	365　日/年	24　時/日	1　名
	汚泥処理	196　日/年	8　時/日	1　名
水質分析業務	日常分析	241　日/年	6　時/日	1　名
	通日試験	—	—	—
再生水処理施設保守点検業務		52　日/年	4　時/日	1　名
事務業務		241　日/年	4　時/日	1　名
セントレア汚水中継ポンプ場保守点検業務		241　日/年	8　時/日	—
セントレア汚水中継ポンプ場巡回点検業務		52　日/年	6　時/日	2　名
セントレア送水管清掃・切替等保守点検業務		8　日/年	8　時/日	—
その他の業務		241　日/年	1.5　時/日	1　名
管理棟清掃業務		96　日/年	3.5　時/日	1　名

：基準日数＝241日/年（標準作業日数）

（基準日数（241日）は、休日・祝祭日（67日）、年末年始（5日）、土曜休日（52日）を考慮して設定）

：勤務時間＝実働時間とする。

（5）その他

技術経費

1）技術研究に係わる率

管理者側の指導を受け、運転監視業務に脱水機現場作業等有

2）技術報酬に係わる率

下水道処理施設管理技士、電気主任技術者、第1種電気工事士、ボイラ技士、危険物取扱者、第2種酸素欠乏危険作業主任者、クレーン特別教育修了者、産業廃棄物中間処理施設技術管理士、特別管理産業廃棄物管理責任者、玉掛け技能者、

常滑浄化センター・セントレア汚水中継ポンプ場維持管理業務委託　仕様書

第1章　総則

[目的]

第1条　本仕様書は、常滑浄化センター・セントレア汚水中継ポンプ場運転管理業務の適正を期すため、必要な事項を定めるものとする。

[仕様書の適用]

第2条　業務は、本仕様書及び運転管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という）に明記する各施設の保守点検、運転操作監視、その他運転管理に必要な一切の業務である。

[業務の内容]

第3条　業務の内容は、次のとおりであるが、詳細については特記仕様書による。

（1）保守点検作業業務

機器の正常な運転を確保するために行う日常点検・週間点検・定期点検及び検知された異常に対して行う臨時点検・簡易故障修理。なお、定期自主検査も含む。

（2）運転操作監視業務

中央監視室における浄化センター・ポンプ場内設備の運転操作、監視及び管理日報・月報等の作成
脱水汚泥施設における運転操作、監視及び管理日報・月報等の作成
各計器値等の記録及び中央監視室内の清掃等の業務

（3）水質試験業務

維持管理に必要な水質試験の実施と水質管理計器の保守点検

（4）その他の業務

軽易な修理造作、従業員控室・宿直室・浴室・保守点検業務箇所等の清掃、市が別途委託する消防施設・電気設備の点検、官庁検査の立会い等

[費用の負担]

第4条　業務委託に要する機器・消耗品のうち、別表に定める以外については、すべて受託者の負担とする。

[従業員の確保及び配置]

第5条　受託者は、業務履行に必要な従業員を確保し、業務に支障をきたすことのないよう努めるとともに、従業員の労務管理・安全管理に十分注意しなければならない。

なお、土曜日、日曜日、休日、年末年始以外の平日は業務総括責任者又はその代行者を常に配置すること。

[従業員の能力]

第6条　受託者は、業務の運営上、次の従業員を従事させるものとする。

1. 業務総括責任者

業務全体の現場総括責任者として下水道管理技術認定試験合格者又はこれと同等以上の資格がありかつ、業務管理能力が十分ある者。

2. 主任

運転操作、保守点検、水質試験等の業務を的確に判断し業務遂行及び指示ができる者。

3. 技術員

運転操作、保守点検、水質試験等の技能・技術を有する者。

[従業員の職務]

第7条　従業員の職務は次のとおりとする。

（1）業務総括責任者

ア　受託業務全体を総括する。
イ　受託業務全体に対し、市と協議及び調整し、監督指揮を行う。
ウ　施設の機能を十分把握し、効果的、経済的に業務を履行する。
エ　従業員の現場研修を行い、技能の向上、事故の防止に努める。
オ　常に状況を適確に把握し、緊急時には直ちに連絡・対処する。
カ　施設の運転、保守点検、水質試験の計画立案、実施及び指揮を行う。

（2）主任

ア　業務総括責任者を補佐し、業務総括責任者不在時は代行業務を行う。
イ　施設の運転、保守点検、水質試験計画立案の補佐業務を行う。
ウ　施設の運転、保守点検、水質試験の実施及び実施指示を行う。

（3）技術員

ア　運転操作、保守点検、水質試験等の業務を行う。

[従業員の資格]
第8条　受託者は、次の資格を有する者を配置する。
(1)下水道事業団の下水道管理技術認定試験合格者又はこれと同等以上の資格がある者。
(2)第1種電気工事士又はこれと同等以上の資格がある者。
(3)危険物取扱作業主任者。
(4)第2種酸素欠乏危険作業主任者。
(5)5t未満クレーン運転技能者。
(6)玉掛技能者。
(7)その他、業務を履行するために必要な資格。

[届出書類]
第9条　受託者は、受託業務の着手及び完了にあたり、契約事項に定めるもののほか、次の書類を提出すること。
(1)従業員名簿。
(2)組織表(緊急連絡先を含む)。
(3)業務総括責任者及び代行者の選任届。
(4)施設等の使用願。
(5)作業計画書。
(6)着手届。
(7)完了届。
(8)その他、担当職員が指示する書類。

[書類等の整備]
第10条　受託者は、前条に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を受託者の管理のもと保管し、常にこれを整備しておくこと。
(1)業務委託契約書の写し(仕様書を含む)。
(2)施設完成図書。
(3)各種機器取扱説明書。
(4)市が受託者に作成を指示した書類。
(5)その他、必要な書類。

[研修の実施等]
第11条　受託者は、業務履行上、必要な各種従業員の研修を定期的に実施し、その内容を市に報告しなければならない。

第2章　作業要領

[作業計画]
第12条　受託者は、作業計画書を作成し、毎月25日までに翌月分を市に提出し、承認を得るものとする。ただし、契約した月は速やかに市に提出するものとする。
2　運転操作上、問題が生じた場合は、その都度担当職員に報告し、協議するものとする。

[各種機器の運転・監視]
第13条　受託者は、業務の範囲において各種機器の機能・使命を十分理解し、市が承認した作業計画に沿って、一切の運転監視操作を適正に行うこととする。
2　運転操作監視に関する業務は次のとおりとする。
(1)作業計画書に基ずく運転・操作・監視及び水質等分析
(2)故障時における応急処置及び原因調査
(3)使用燃料、油脂、薬品類の在庫管理
(4)し渣及び脱水汚泥の払い出し補助作業
(5)各種機器の清掃
(6)その他、上記事項の関連指示事項
3　管理上、必要な措置を講ずるため、運転を停止する時及び再開する時は、市の承認を得るものとする。
4　作業上の安全を期すため、次に定める事項を厳守しなければならない。
(1)活線作業は、絶対に行わないこと。
(2)酸素欠乏性及び硫化水素発生の可能性のある場所での作業は、空気呼吸器等の保護具を着用して行うこと。

(3)高所作業等の危険作業は、保護具を着用して行うこと。
(4)その他関係諸法規を厳守すること。
5 各施設・放流水質に異常を発見した時は、直ちに担当職員に連絡するとともに、その指示により所要の処置を講ずることとする。

[点検整備]
第14条 受託者は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を増すため、点検基準に沿って、次の項目について日常及び定期に点検整備を行うこととする。
(1)日常点検では、機器保全を主目的とし、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合は、その都度市に報告し、その指示に従い措置し、その結果を報告する。
(2)定期点検では、市と協議して点検計画書を定め、定期に点検を行い、その結果を写真、測定記録等を添付して市に報告する。 ただし、特殊な精密点検は除くものとする。
(3)各種機器が常に正常に作動するよう調整・給油・消耗品の交換・補充・清掃等の整備に努める。

[修理・造作]
第15条 受託者は、点検整備により発見した不良箇所、又は事故故障の発生した破損個所のうち、手工具、支給材料等を用いて現場で修理可能なものについては、修理内容を市と協議のうえ処置することとする。

[有資格者による作業]
第16条 酸素欠乏危険箇所、その他危険箇所での作業については、関係法令に従って、主任技術者の指示により、有資格者において作業を行い、保護具の使用等、その安全対策に十分注意を払い従事させなければならない。

[業務報告]
第17条 受託者は、業務内容を明らかにするため、業務日報等を毎日報告することとする。 また、月間管理実績、点検整備・修理造作・支給品使用状況・故障事故等の各報告及び市が要求した業務の報告書を遅滞なく提出することとする。

[火災の防止]
第18条 受託者は、施設の火災を未然に防ぐため、市が定めた消防計画に沿って、火元の正確な取扱い及び後始末を徹底させることとする。

[警備及び盗難の防止]
第19条 受託者は、現場における施設・設備機器・工具類の盗難及び侵入者の防止について十分監視に努め、業務場所の警備を行うこととする。

[清掃整備]
第20条 受託者は、業務範囲内の施設を清掃するとともに、不要な物品等は整理整頓し、清潔に努めなければならない。

第3章 その他
[作業員控室等の使用]
第21条 業務処理に必要な作業員控室等は、契約期間中必要な部屋を無償で使用させるものとし、受託者は、その使用に関して清掃等の注意を持って維持管理しなければならない。また、使用上の瑕疵及び棄損・汚損等の場合は、受託者が弁償するものとする。
2 業務処理に必要な光熱水費は市が負担する。ただし、節水・節電に十分配慮すること。
3 作業員控室等の使用に先立ち、市に使用願いを提出し、使用目的等の変更があれば事前に申し出ることとする。

[完成図書・工具類の貸与]
第22条 市は、受託者が業務遂行上必要な完成図書・備え付けの機械工具・試験器具・その他備品類については、無償で貸与するが、受託者は、その管理について十分注意をしなければならない。
2 貸与品については、その保管状況を常に把握し、棄損・盗難・紛失等があった場合は、受託者が弁償するものとする。

[事務用品]
第23条 事務処理に要する事務器具・事務用品については、市が貸与する以外の物品は、受託者の負担とする。また、本仕様書に明記のないものであっても、当然必要と認められるものは受託者の負担とする。

[従業員の服装等]
第24条　従業員には作業に適した安全で清潔な統一した服装を着用させ、かつ、名札等で受託者の従業員であることを明らかにするものとする。

[注意義務]
第25条　受託者は、次に掲げる事項について十分注意を払うこととする。
(1)浄化センターの機能を最適に維持し、処理施設及び機械の使用に関しては、公共施設であることを十分認識し、慎重に取り扱うこと。
(2)浄化センターから発生する恐れのある臭気及び機器の運転による騒音等の公害防止に努めること。
(3)業務を円滑に行うため、人員を適正に配置し、機械を十分整備しておくこと。
(4)火気は、指定された場所以外では使用してはならない。
(5)維持管理作業にあたっては次の事項に留意して実施すること。
ア　作業中の事故を防止するため、必要な保全処置を講じ、作業の安全を確保した後、作業にかかること。
イ　薬品の取り扱いを伴う場合、人体へ接触しないよう注意するとともに、漏洩させないよう十分注意して作業を行うこと。
(6)多量の危険物(重油、灯油、LPG、薬品、潤滑油、その他)を取扱うので、従業員全体がその認識を持ち、適正に業務を行うこと。

[雑則]
第26条　本仕様書及び契約書に明示されない事項であっても、浄化センターの施設の管理保安上当然必要と認められるものについては、受託者の責任と負担において実施するものとする。

[委託料の支払い]
第27条　委託者に、委託業務履行分の委託料を月毎に書面をもって受託者は請求することができる。
2　委託者は、前項の請求があったときは、これを受理した日から30日以内に受託者に支払わなければならない。

[疑義]
第28条　本仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ、定めるものとする。

別表(第4条関係)
市が負担する費用、支給又は貸与するものは次のとおりとする。
受託者は、その使用にあたっては、極力効率的に使用するよう努めるものとする。また、貸与物件等を破損、紛失した場合は、受託者の責任において現状復旧するものとする。
ただし、水質分析に使用するガラス器具等は除く。

1)光熱水費(電気、水道、ガス)。
2)燃料費(発電機用、空調設備用)。
3)グリス、潤滑油等の油脂類。
4)薬品(脱水用、滅菌用、水質試験分析用、その他必要な薬品)。
5)機械機器に使用する部品及び修理造作に必要な原材料等。
6)作業に必要な道・工具全般、工作用機械、作業用機械、各種測定機器等。
7)記録及び報告に必要な用紙類。
8)救命救急用器具(タンカ、空気呼吸器等)、清掃用器具等。
9)その他、必要と認めた物品等。

常滑浄化センター・セントレア汚水中継ポンプ場維持管理業務委託　特記仕様書

[概要]
第1条　本業務は、常滑浄化センターにおいて、流入した分流式下水道の汚水をポンプで移送し、活性汚泥法により、水処理施設で処理し、滅菌した後、伊勢湾へ排水基準以下で放流するものである。

[業務の範囲]
第2条　業務の範囲は処理水を伊勢湾へ排出基準以下で放流し、処理過程で発生する汚泥を処理し処分業者に引き継ぐまでの業務とする。また、流入し渣の払い出し作業も本業務に含むものとする。

[業務対象の主要施設]
第3条　運転管理上の現在主要な設備と規模は、別紙　特仕－1　常滑浄化センター概要のとおりである。

[主任及び技術員の届け]
第4条　業務総括責任者は、主任及び技術員を市に届け出ること。
2　業務総括責任者は、主任及び技術員に変更が生じた場合、遅滞なくその旨を市に届け出ることとする。

[業務の人数の改善]
第5条　処理水量の増加及び汚泥状況変化に伴い、脱水設備の運転操作、監視及び点検業務が増加する場合は別途協議をする。

[基準の改善]
第6条　総括責任者は、運転操作・点検・安全管理・物品管理等の各種基準について、改善案を作成し、市に要望することができる。

[月間運転会議]
第7条　市は、毎月当初に前月の運転状況、設備点検結果の確認、年間計画の見直し、当月月間計画の確認及び安全管理について、受託者との月間運転会議を招集する。
2　総括責任者は、第1項「月間運転会議」の資料として、市が指定する月報を作成し、提出することとする。
3　総括責任者は、第1項「月間運転会議」の決定事項を月間計画に盛り込むこととする。

[受託者の負担する物品]
第8条　一般仕様書第23条に規定する受託者が負担する物品は、次のとおりである。
(1)被服(作業服、防寒服、ゴム手袋、雨合羽等)。
(2)履物(作業靴、長靴、安全靴、胴付長靴等)。
(3)安全対策用品(防塵メガネ、ヘルメット、安全帯、その他安全用具等)。
(4)衛生用品(石鹸、救急用品等)。
(5)その他(日用品、事務用品、電話、パソコン等)。

[責任の範囲]
第9条　一般仕様書第21条及び第22条に規定する受託者が弁償する範囲は、水質試験で使用するガラス器具を除くものとする。

[勤務及び業務時間]
第10条　勤務及び業務時間は、次のとおりとする。
(1)勤務
原則として土曜日、日曜日、祭日、年末年始を除く、平日勤務とするが、水処理運転業務に限り、土曜日、日曜日、祭日、年末年始も勤務とする。
(2)勤務時間
原則として8時30分～17時15分(休憩時間12時～13時)とする。
ただし、水処理運転監視業務については、24時間勤務体制とする。
(3)勤務人数及び勤務者の扱い
ア　平日は業務総括責任者又は副業務総括責任者のうち1名を含み3名以上の勤務とし、運転監視、保守点検、分析業務を行う。
操業については常時張り付け体制とはせぬが、十分な運転管理に努めること。
イ　土曜日、日曜日、祭日、年末年始に水処理運転は2名の勤務とする。ただし、非常時は直ちに応援体制を組むこと。
ウ　保守点検、分析業務は平日勤務帯にア項で実施する。
エ　保守点検業務には軽易な修理造作を含むが、これの程度については日毎の配置人員で実施できる

範囲のものとする。
オ　受託者の判断により、水質・汚泥処理、電気、機械、分析等の応援作業が必要な場合は、市に届けた後、受託者側で人員を派遣することができる。
カ　市に届け出ている業務総括責任者、主任、技術員について、受託者側の安全、業務連絡会に市の許可を得て業務に支障の無い範囲で出席させることができる。

[水質試験業務の範囲]
第11条　受託者が実施する水質試験項目は別紙　特仕ー2　水質分析項目一覧表のとおりとする。
なを、計量証明を必要とする水質試験項目については、外部委託による分析を行う。
第12条　水質自動計測器(T-N.T-P)(COD.BCD)測定及び記録紙の採集、保守点検業務も行うこと。

[電話機の設置]
第13条　受託者において、市が指定する場所に電話機を設置し、この基本料金及び使用料金は受託者の負担とする。

[その他の業務]
第14条　その他の業務は次のとおりとする。
(1)浄化センター及びポンプ場内の清潔を保持するとともに、環境美化に努めること。
(2)管理棟内清掃業務
ア　作業内容　(1階事務所、廊下、玄関、階段等、2階会議室、廊下等、1階及び2階の男性・女性トイレ、窓ガラスの清掃(ただし、作業できる範囲内))
イ　就業時間　(8:30～12:00までの3時間30分)
ウ　勤務日数　(96日/年/1人)
エ　勤務曜日　(原則、月・木曜日とし祝祭日は調整する)

特仕—1

常滑浄化センター概要

1. 所 在 地　常滑市新開町6丁目3番地の2
2. 敷地面積　約89，000㎡
3. 処理方法　活性汚泥法（嫌気、無酸素、好気法）
4. 処理能力　13，200㎥/日（日最大）
5. 排水能力　分流式
6. 処理開始　平成13年4月1日
7. 施設概要

名　　称	形　　状	数量	能　　力
流入ポンプ	着脱式水中ポンプΦ200㎜	3台	揚水量　3．8㎥/分・日
最初沈殿池	幅5．0m×長14．4m×水深3．0m （1池機械設備設置）	4池	水面積負荷　50㎥/㎡・日 沈殿時間　1．5時間 池内流速　約0．16m/秒
反　応　槽	幅4．9m×長73．8m×水深5．5m （嫌気・無酸素・好気法）	3池	返送汚泥比　60% BOD・SS　0．08kg/日 滞留時間　11時間
最終沈殿池	幅5．0m×長35．4m×水深3．5m	4池	水面積負荷　20㎥/㎡・日 沈殿時間　4．5時間 池内流速　約0．12m/秒
急速ろ過池棟	鉄筋コンクリート造2階建 （地下1階）延床面積　555㎡	2池	処理能力　7，275㎥/池・日 上向流移床式 幅6．0m×長6．0m×水深4．0m
滅 菌 地 棟	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積　240㎡	1池 1水路	処理能力　14，550㎥/水路・日 滅菌率　99% 紫外線滅菌 幅1．8m×長14．25m×水深2．45m
ブロア設備	電動機直結片吸込多段ブロア	3台	風量　30．0㎥/分・台
汚泥濃縮タンク	内径5．7m×深4．0m	1池	滞留時間　12時間
汚泥ポンプ棟	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積　170㎡	1棟	処理能力　0．5㎥/分・台
機械濃縮設備	遠心濃縮機	2台	処理能力　7．4㎥/時・台
汚泥脱水機	遠心型脱水機	1台	処理能力　20．0㎥/時・台
中水設備	圧力タンク式給水ユニット	1式	処理能力　0．5㎥/分
管　理　棟	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積　1，392㎡	1棟	中央監視室、水質試験室 事務室、会議室
機　械　棟	鉄筋コンクリート造2階建 （地下1階）延床面積　1，972㎡	1棟	ブロア室、自家発電室、電気室
汚　泥　棟	鉄筋コンクリート造2階建 （地下1階）延床面積　2，596㎡	1棟	脱水機械室、濃縮機械室、電気室 換気脱臭室

8. セントレア汚水中継ポンプ場

1)所 在 地　常滑市セントレア4丁目2番地の2
2)敷地面積　約1，500㎡
3)供用開始　平成16年3月1日

名　　称	形　　状	数量	能　　力
ポ ン プ 場	鉄筋コンクリート造2階建 （地下1階）延床面積　820㎡	1棟	ポンプ Φ200×4．3㎥/分×45Kw×3(1)

9. 公共下水道計画概要

名　　称	全 体 計 画	認 可 計 画
計画目標年次	平成27年度	平成26年度
処理区域	1，820ha	1，206ha
処理人口	73，500人	32，300人(水洗化人口)
処理能力	58，200㎥/日	28，200㎥/日
処理水量		
(1)日平均汚水量	45，900㎥/日	20，500㎥/日
(2)日最大汚水量	58，200㎥/日	26，400㎥/日
(3)時間最大汚水量	89，300㎥/日	41，400㎥/日

10. 流入下水の水質及び処理効果

	流入下水	最初沈殿池		処理後の水質	
	mg/l	除去率%	流出水質mg/l	総合除去率%	目標放流水mg/l
B O D	240	40	144	97．9	10．0
C O D	120	50	60	94．0	8．9
S　S	200	50	100	98．7	10．0
T — N	35	12．5	30．6	76．3	6．6
T — P	6	12．5	5．3	93．3	0．48

特仕ー2

水質分析項目一覧表

	市街地流入ポンプ	セントレア流入ポンプ	初沈 流入水	初沈 越流水	反応槽	終沈越流水	放流水	返送汚泥	重力濃縮濃縮汚泥	遠心濃縮濃縮汚泥	遠心脱水機 供給汚泥	遠心脱水機 脱水ケーキ
水温	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
透視度	○	○	◎	◎		◎	◎					
PH	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
SS	○	○	○	○		○	○					
COD	○	○	○	○		○	○					
BOD	○	○	○	○		○	○					
T−N	○	○	○				○					
T−P	○	○	○				○					
n-Hex(鉱物)			○				○					
n-Hex(動・植物)			○				○					
大腸菌群数			○				○					
電気伝導度			◎			◎						
DO				◎	△	◎	◎					
SV					◎			◎				
SVI					◎							
MLSS (計測機)					△							
MLSS (手分析)					○			○				
MLVSS					○			○				
生物相確認					◎							
汚泥濃度									△	△	△	
含水率												◎＊

◎ ： 5回／週 （月～金曜日）
○ ： 2回／月 （精密分析）

◎＊： 脱水運転日のみ
△ ： 1回／週

平成九年三月作成

位置図

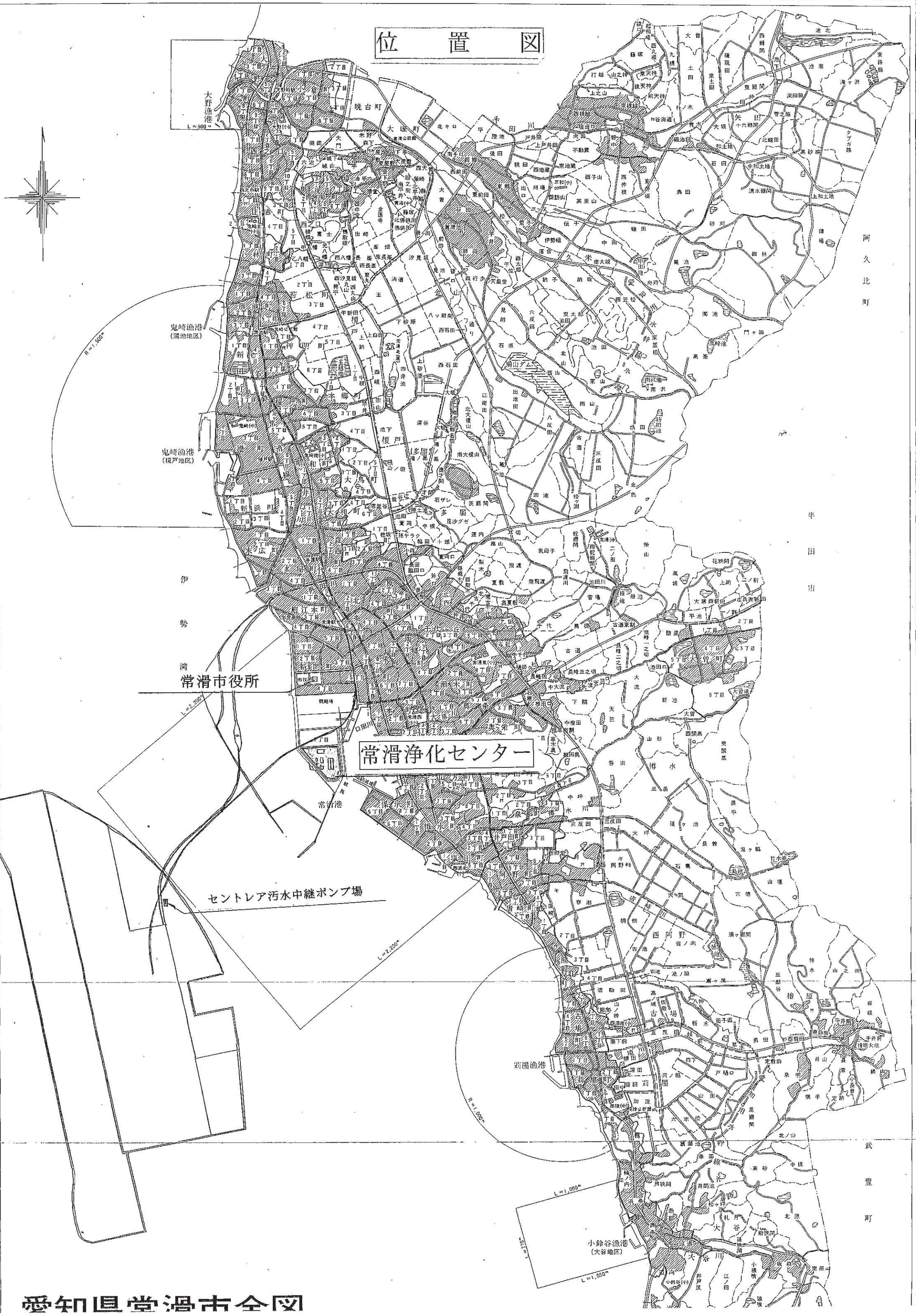

愛知県常滑市全図